

第11回教育委員会会議録

1. 日 時 令和3年1月12日(火)
開会：午後1時28分
閉会：午後2時25分
2. 場 所 サンコア第5講習室
3. 出席委員 教育長：中村英司 委員：齋藤百合
委員：久保大 委員：下川博大
委員：吉田和博

4. 事務局

教育委員会次長：森田欣也 学校教育課長：坂本啓悟
社会教育課長：山田邦昭 人権・同和教育課長：古賀毅
学校教育課総務担当係長：堤好弘 教育指導主事：椎窓敏広
指導主事：木下善弘 指導主事：堤豊
学校教育課学校再編担当係長：佐々木稔 学校教育課学事担当係長：井手雄香

5. 書記

学校教育課：永松貴子

6. 議題

- 1 開会のことば
- 2 教育長あいさつ及び教育長会報告
- 3 議事

(1) 議案第1号 筑後市特別支援教育就学奨励費交付要綱の一部改正について
教育長 それでは、議事に入らせていただきます。

議案第1号 筑後市特別支援教育就学奨励費交付要綱の一部改正について。
学校教育課長。

坂本 それでは、資料2をご覧ください。1ページ開けていただいて、例規審議ワークシートを使って内容をご説明させていただきます。

筑後市特別支援教育就学奨励費につきましては、市内の小中学校の特別支援学級に在籍をされている子どもさんの保護者の方を対象とした就学援助制度という内容になっています。この制度につきましては、文部科学省が定めております特別支援学校就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等

の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領を基に、収入額と需要額を見て、第1区分、第2区分、第3区分というような認定をいたしております。

国の制度に倣って筑後市でも制度を設けておりました、国が収入額及び需要額の算定要領の改正を行いました。令和3年4月1日から改正をされるということで通知が来ていますので、それに合わせて筑後市の交付要綱についても収入額・需要額調書部分を様式の変更をしたいという内容になっています。

具体的には、3ページのところを開けていただくと新しい様式をつけています。前の文書がついておりませんので、どこが変わったかというのはこれを見るだけでは分かりませんが、大きくは2か所ほど修正があつておりました、一番左の欄の「世帯の収入状況」の「所得控除」のところの「ひとり親又は寡婦控除の額※保護者のみ」という記述とか、あるいは、上から2行目の「世帯の状況（前年12月末日現在）」のところは少し、4点ほど変わっておりまして、基本的にはそのすぐ下の「収入のある世帯員氏名」という欄とか、そしてそのずっと下を見ていただくと「収入のない世帯員氏名」とか、収入のある世帯員と収入のない世帯員を分けて記載をするという様式になっていたり、続柄を記入するような様式になっていたり、6点ほど修正がかかっているということになっています。それに沿って筑後市でも様式変更をしたいということです。

以上でございます。

教育長 国の変更に伴って筑後市の様式についての変更ということで提案をさせていただき説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。

(なし)

教育長 それでは、採決に入らせていただきます。

議案第1号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 ありがとうございます。全員賛成で可決いたしました。

(2) 議案第2号 筑後市文化財保護条例施行規則の一部改正について

(3) 議案第3号 筑後市文化財保護事業補助金交付要綱の一部改正について

教育長 それから、議案第2号と第3号が関連しますので、一括して説明をさせていただいて、採決は個別にさせていただきたいと思っております。

まず、議案第2号、第3号について説明をお願いします。社会教育課長。

山田 それでは、資料3と4と一緒にお願いいたします。

今回、筑後市文化財保護条例関係の規則と要綱について改正をしております。

筑後市文化財保護条例については、昭和60年3月30日に、それから、筑後市文化財保護条例施行規則については昭和60年4月1日にそれぞれ制定して運用しております。先ほど言いました条例の第19条、それから、本日あ

ります規則第6条に基づき、市の指定の有形文化財等の修理・復旧に対して補助金を交付してきておりました。その後、監査等の指摘もあり、平成29年3月30日に筑後市文化財保護事業補助金交付要綱というのを新たに制定して、補助金交付の根拠や手続について整理をさせていただいたというのがこれまでの経過であります。

本来であれば、先ほど言いました文化財保護事業補助金交付要綱を定めた際に整理しておくべきだったことが、今回、改めて例規の見直しを行ったところ改正の必要が発生しましたので、今回の改正になります。

具体的には新旧対照表をご覧いただきたいんですが、まず、資料3の4ページが規則の改正の新旧対照表になります。これまで、規則の第6条で補助金の申請に係る申請書、それから経費等について規定をしておりましたが、ここに規定していた内容を、その後、新しくつくっている資料4の補助金交付要綱、こちらの4ページの第6条のほうに全て盛り込む形で改正をさせていただいております。そうすることで、補助金の交付の流れについては交付要綱を見れば全て分かるという流れに今回改正しております。

今回の主な改正は以上なんですが、規則を再度見直すに当たって、資料3の4ページの新旧対照表にあるとおり、例えば、第3条第2項の「き損」を「毀損」に変えたり、第4条のただし書きで「条例」という言葉が漏れていましたので、そういった多少の改正を一緒にさせていただいております。なかなか分かりにくいかと思いますが、説明については以上になります。

教育長 何かご質問ございませんでしょうか。要はこう書き換えたというふうにご理解いただければと思います。よろしいですか。

(な し)

教育長 それではまず、議案第2号について採決を取らせていただきます。議案第2号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成で可決いたしました。ありがとうございます。

続きまして、議案第3号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成で可決いたしました。ありがとうございます。

4 報告事項

- (1) 【筑後市教育長に対する事務委任規則第3条に基づく臨時代理の報告】
 - ①非常勤職員の任用について
 - ②筑後市教育委員会事務局職員の分限(休職)処分について
- (2) 学びの保障オンライン学習システム導入に係る調査研究事業について
- (3) 令和2年度福岡県学力調査結果について

(4) 筑後市立中学校における携帯電話の取扱について

(5) 12月24日開催市議会全員協議会報告

5 その他

(1) 今後の教育委員会

6 閉会のことば